

改正

平成10年10月1日要綱第11号

平成18年5月30日訓令第22号

平成19年2月22日要綱第2号

平成21年5月14日要綱第19号

南風原町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、南風原町が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するもので、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、次のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理地域（以下「水道事業計画区域」という。）及び農業集落排水の事業計画が定められている地域以外の地域
 - (2) 下水道事業計画区域内であって、下水道の整備が7年以上見込まれない地域
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、津嘉山北区画整理事業の計画区域は、補助の対象地域としない。

(補助金の交付)

第4条 町長は、前条に定める地域内において、くみ取り便所から水洗便所への改築又は単独処理浄化槽からの転換により浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 住宅の新築又は増改築等により、浄化槽を設置する際に建築確認申請を伴う者
- (2) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(補助金額)

第5条 補助金の交付の対象額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、それぞれ下欄に掲げる人槽の区分に応じ、定める額を限度として支給する。

人槽	補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し及び浄化槽法第11条の2に定める廃止届出の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽設置の工事見積書（浄化槽の購入金も含む。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2項の補助金交付決定通知書を受けた後、補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、そ

の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内（前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1箇月以内）又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 浄化槽設置工事の状況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件が適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交

付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月1日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則 (平成18年5月30日訓令第22号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日要綱第2号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月14日要綱第19号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)